

○船舶検査心得 凡例

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>凡例</p> <p>4 法令の名称については、次に掲げる略称を用いた。</p> <p>(略)</p> <p>船舶機関規則 (昭和59年運輸省令第28号)</p> <p><u>船舶構造規則 (平成10年運輸省令第16号)</u></p> <p>危険示</p> <p>(略)</p> <p>準備告示</p> <p><u>船舶の艤装数等を定める告示 (平成10年運輸省告示第336号)</u></p> <p><u>船舶からの視界及び船橋に設ける窓</u></p> <p><u>船舶の艤装数等を定める告示 (平成10年運輸省告示第337号)</u></p>	<p>凡例</p> <p>4 法令の名称については、次に掲げる略称を用いた。</p> <p>(略)</p> <p>船舶機関規則 (昭和59年運輸省令第28号)</p> <p>危険示</p> <p>(略)</p> <p>準備告示</p> <p><u>船舶構造規則 (平成10年運輸省令第16号)</u></p> <p><u>船舶視界告示</u></p> <p><u>船舶の艤装数等を定める告示 (平成10年運輸省告示第337号)</u></p> <p><u>船舶の艤装数等を定める告示 (平成10年運輸省告示第336号)</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>強度告示</u> 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示(平成10年運輸省告示第379号)</p> <p>脱出設備告示 船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第510号)</p> <p>(略)</p> <p>防火構造告示 船舶の防火構造の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第518号)</p> <p>区画水密告示 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示(平成20年国土交通省告示第1458号)</p> <p>5 各省令等の心得の改正年月日一覽表に改正次教、改正番号、<u>改正年月日及び適用日</u>を示した。</p> <p>6 その他 (1)・(2) (略) (3) 心得に対し附則を設ける場合は、次のようにした。 (例) <u>心得附則(昭和60年12月18日)</u></p>	<p>脱出設備告示 船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第510号)</p> <p>(略)</p> <p>防火構造告示 船舶の防火構造の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第518号)</p> <p><u>強度告示</u> 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示(平成10年運輸省告示第379号)</p> <p>区画水密告示 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示(平成20年国土交通省告示第1458号)</p> <p>5 各省令等の心得の改正年月日一覽表に改正次教、改正番号及び改正年月日を示し、かつ、各改正箇所<u>に改正次教を【】で囲って示した。</u></p> <p>6 その他 (1)・(2) (略) (3) 心得に対し附則を設ける場合は、次のようにした。 (例) <u>心得附則(昭和60年12月18日)</u> (<u>施行期日</u>)</p>

改 正 案	現 行
<p>(経過措置)</p> <p>(2) 昭和61年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、なお従前の例による。</p> <p>(注1) 昭和60年12月18日は、通達を發した日付を示す。</p> <p>(注2) 適用期日にかかる心得附則の規定は、5の改正年月一覽表の適用日欄にのみ反映させる。</p>	<p>(1) <u>本改正後の心得は、昭和61年1月1日より適用する。</u> (経過措置)</p> <p>(2) 昭和61年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、なお従前の例による。</p> <p>(注) 昭和60年12月18日は、通達を發した日付を示す。</p>

○船舶検査心得 2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>2-1 船舶構造規則</p> <p>第3章 船体の強度を保持するための構造</p> <p>第5節 船底構造</p> <p>13.3 (a) 「管海官庁が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる場合とす。なお、次に掲げる場合以外の場合であって、告示で定める要件に適合する構造とすることが困難であると認められる船舶については、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(1) 船体中心線から約0.25B以内の両舷の位置に他の水密の桁板を設ける場合</p> <p>(2) 船首尾部の狭いタンク内である場合</p> <p>(3) <u>その他、タンク内における自由水の影響を考慮し、十分な復原性が保持されていると認められる場合</u></p> <p>合</p> <p>第5章 排水設備</p> <p>第1節 排水管、放水口その他の排水設備</p> <p><u>(大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられている区域に設ける排水管)</u></p> <p>55.0 (a) <u>「大量の水を速やかに直接船外に排出するための排水管」の設置にあつては、次に掲げるところによる</u></p>	<p>2-1 船舶構造規則</p> <p>第3章 船体の強度を保持するための構造</p> <p>第5節 船底構造</p> <p>13.3 (a) 「管海官庁が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる場合とす。なお、次に掲げる場合以外の場合であって、告示で定める要件に適合する構造とすることが困難であると認められる船舶については、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(1) 船体中心線から約0.25B以内の両舷の位置に他の水密の桁板を設ける場合</p> <p>(2) 船首尾部の狭いタンク内である場合</p>

改 正 案	現 行
<p><u>こと。</u></p> <p>(1) <u>当該区域の両側において、船首尾方向に4つ以上均等に配置すること。</u></p> <p>(2) <u>当該区域の排水容量は、各側において、固定式消火装置の消火ポンプの最大流量と2本の消火ホース（危険示別記第二が適用される場合）にあっては、4本の消火ホースの最大流量との合計の125%以上であること。この場合において、自動作動のディーゼルポンプ装置又は水中ポンプ装置が設けられているときは、当該装置の排水容量を算入して差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>排水口 (scuppers) 及びそれに接続する排水管の合計断面積 $A(\text{m}^2)$ は、次の値以上であること。</u></p> $A = \frac{Q}{0.5\sqrt{19.62(h - \sum h_1)}}$ <p><u>Q: 固定式消火装置の消火ポンプの最大流量と(2)で要求される消火ホースの最大流量との合計 (m^3/s)</u></p> <p><u>h: 排水ウェルの底面又は吸い込み水位から船外排水口又は最高満載喫水線までの、位置水頭差 (m)</u></p> <p><u>h_1: 排水管、継手及びバルブに対応する損失水頭の合計 (m)</u></p>	

改 正 案

(4) (3)のほか、排水口及びそれに接続する排水管は、断面積 0.0078m^2 又は直径 125mm 以上であること。

(5) 放水口 (freeing port) を設ける場合においては、放水口の合計断面積 $A (\text{m}^2)$ は、次の値以上であること。

$$A = \frac{Q}{0.5\sqrt{19.62(h_1 - h_2)}}$$

Q : 固定式消火装置の消火ポンプの最大流量と(2)で要求される消火ホースの最大流量との合計 (m^3/s)

h_1, h_2 : Q に $1,800$ (30分) を乗じた値を、該当区画の面積で割った値 (m)

(6) 各排水口には、次に掲げる要件に適合する、グレーチング等の排水詰まり防止措置が講じられていること。ただし、排水口の詰まりを防止する固定機械装置が設置されている場合又は重力排水装置以外の排水装置であって排水の詰まりを防止するフィルターを有している場合は、この限りでない。

(i) 容易に取り外し可能であること。

(ii) 表面積は、排水管の断面積の 6 倍以上であること。

改 正 案	現 行
<p>(iii) <u>排水口がふさがれることのないよう、一定の高さを有するものであること。</u></p> <p>(iv) <u>網の目の大きさは、25mmを超えないこと。</u></p> <p>(7) <u>各排水口の上方 1,500mm 以上の位置に、排水口があること及び排水の妨げとなるものを配置してはならないことについての明確な標示を行うこと。この場合において、当該標示の一字の大きさは、縦 50mm 以上であること。</u></p> <p><u>心得附則 (平成 21 年 12 月 16 日)</u> <u>(適用期日)</u></p> <p>(1) <u>この改正は、平成 22 年 1 月 1 日 (以下「適用日」という。) より適用する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>(2) <u>適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶 (以下「現存船」という。) については、55.0 (a) (1) から (5) までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>(3) <u>現存船については、55.0 (a) (6) 及び (7) の規定にかかわらず、当該船舶について適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</u></p>	

○船舶検査心得 2-1-8 船体の排水設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>2-1-8 船体の排水設備の基準を定める告示</p> <p><u>(大量の水を直接船外に排出するための排水装置を設ける区域)</u></p> <p>8.2 (a) 第1号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>① <u>当該区域の排水容量は、各側において、固定式消火装置の消火ポンプの最大流量と2本の消火ホース（危険示別記第二が適用される場合）は、4本の消火ホース）の最大流量との合計の125%以上であること。</u></p> <p>② <u>排水管は、管内の流速を2m/s以上とすることができる断面積を有すること。</u></p> <p>③ <u>排水装置が動力ビルジポンプを用いる排水装置である場合には、次の式を満足すること。</u></p> $\sum Q_{\text{bilge pump}} \geq 1.25Q$ $A_M \geq 0.625Q$ $\sum A_B \geq 0.625Q$ <p>$Q_{\text{bilge pump}}$: 非常用ビルジポンプを除く動力ビルジポンプの合計容量 (m³/s)</p> <p>A_M: ビルジ主管の断面積 (m²)</p> <p>$\sum A_B$: 各側におけるビルジ支管の合計断面積 (m²)</p>	<p>2-1-8 船体の排水設備の基準を定める告示</p>

改 正 案	現 行
<p>(4) <u>排水装置がタンクに通じる重力排水装置（動力ポンプを用いない排水装置をいう。8.2(c)において同じ。）である場合には、船舶構造規則心得55.0(a)(3)及び(4)の規定を満足すること。</u></p> <p>(5) <u>排水装置にタンクが含まれている場合には、当該タンクの容量は、20分間排水装置を動作させた場合の排水容量以上であること。</u></p> <p>(b) <u>第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1) <u>ビルジだめは、当該区域の両側において、船首尾方向に4つ以上均等に配置すること。</u></p> <p>(2) <u>ビルジだめの容量は、0.15m³以上であること。</u></p> <p>(c) <u>第4号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる要件に適合するグレーチング等が取り付けられていること。ただし、各ビルジだめに排水口（動力ビルジポンプによる排水装置の場合にあつてはビルジ支管の吸引口。以下同じ。）の詰まりを防止する固定機械装置が設置されている場合又は重力排水装置以外の排水装置であつて排水の詰まりを防止するフィルターを有しているときは、この限りでない。</u></p> <p>(i) <u>容易に取り外し可能であること。</u></p> <p>(ii) <u>表面積は、排水管の断面積の6倍以上である</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>こと。</u></p> <p>(iii) <u>排水口がふさがれることのないよう、一定の高さを有するものであること。</u></p> <p>(iv) <u>網の目の大きさは、25mmを超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>各排水口の上方 1,500mm 以上の位置に、排水口があること及び排水の妨げとなるものを配置してはならないことについての明確な標示を行うこと。</u> この場合において、当該標示の一字の大きさは、<u>縦 50mm 以上であること。</u></p> <p>19.5 (a) <u>「管海直庁がビルジを吸引するポンプの能力等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、危急ビルジを吸引するポンプが次に掲げる要件を満足する場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>自己呼び水形のものであること。</u></p> <p>(2) <u>吸引能力が機関規則第 78 条の規定により算出した独立動力ポンプ（ビルジポンプ）の能力以上であること。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>心得附則（平成 21 年 12 月 16 日）</u> <u>（適用期日）</u></p> <p>(1) <u>この改正は、平成 22 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）より適用する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p>(2) <u>適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、8.2(a)及び(b)の規定にかかわらず、なお従前の例によること</u> <u>ができる。</u></p> <p>(3) <u>現存船については、8.2(c)の規定にかかわらず、当該船舶について適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によること</u> <u>ができる。</u></p>	

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>3-1 船舶設備規程</p> <p>第2編 居住、衛生及脱出設備</p> <p>第3章 旅客ニ関スル設備 (乗降船設備)</p>	<p>3-1 船舶設備規程</p> <p>第2編 居住、衛生及脱出設備</p> <p>第3章 旅客ニ関スル設備</p>
<p>105.0 (a) <u>「適当ノ乗降船設備」とは、国際航海に従事する旅客船にあつては附属書[11]に適合する乗降船設備とし、国際航海に従事しない旅客船にあつては附属書[11]又は日本工業規格 (F2605、F2612、F2613、F2621、F2623 等) に適合する乗降船設備とする。</u></p> <p>(b) <u>「必要ナシト認ムルトキ」とは、次のいずれかの場合とする。</u></p> <p>(1) <u>乾舷が小さく、かつ、ボーディングランプ等を有している船舶であつて、当該ボーディングランプ等により安全に乗降を行うことができる場合</u></p> <p>(2) <u>出入港が特定している船舶で、当該港に適当な乗降船設備を常備している場合</u></p>	<p>第5章 衛生設備</p> <p>第5節 操舵室、機関区域等 (舷梯)</p>
<p>第4章 衛生設備</p> <p>第5節 操舵室、機関区域等 (乗降船設備)</p>	<p>第5章 衛生設備</p> <p>第5節 操舵室、機関区域等 (舷梯)</p>

改 正 案	現 行
<p>115-27.0 (a) 105.0 は本条について準用する。この場合において、<u>「国際航海に従事する旅客船」とあるのは「旅客船以外の船舶であって、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上のもの」と、「国際航海に従事しない旅客船」とあるのは「旅客船以外の船舶であって、国際航海に従事する総トン数 300 トン以上 500 トン未満もの及び国際航海に従事しない総トン数 300 トン以上のもの」とする。</u></p> <p><u>第 3 編 操舵、係船及び揚錨<small>ひょう</small>の設備</u> <u>第 1 章 係船及び揚錨<small>ひょう</small>の設備</u></p> <p>(A) <u>国際航海に従事する旅客船及び旅客船以外の船舶であって国際航海に従事する総トン数 500 トン以上のもの（施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の船舶及び推進機関を有しない船舶を除く。）にあつては、非常時のえい航に際して本章の設備等を適切に使用するため、MSC.1/Circ.1255 を参照した非常用えい航手順書を作成し、船内に備え置くこと。</u></p> <p>第 3 章 航海用具 (船舶長距離識別追跡装置)</p>	<p>115-27.0 (a) <u>乾舷の小さい船舶にあつては、踏板として差し支えない。また、出入港が特定している船舶で、当該港に適当な舷梯を常備している場合は、当該船舶に舷梯を備えなくとも差し支えない。</u></p> <p><u>第 3 編 操舵、係船及び揚錨<small>ひょう</small>の設備並びに航海用具</u> <u>第 1 章 係船及び揚錨<small>ひょう</small>の設備</u></p> <p>第 3 章 航海用具 (船舶長距離識別追跡装置)</p>

改 正 案	現 行
<p>146-29-2.0 (a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる船舶である場合とする。</p> <p>(1) 海上保安庁の船舶</p> <p>(2) 水産庁又は地方自治体の船舶であって、漁業の取締りの業務に従事するもの（<u>水産庁又は地方自治体の委託を受けて、専ら漁業の取締りの業務に従事するものを含む。</u>）</p> <p>(3) <u>A1水域のみを航行する船舶</u></p> <p>第6編 電気設備</p> <p>第5章 電気利用設備</p> <p>第1節 照明設備</p> <p>（無線設備を操作する場所の照明装置）</p> <p>268-3.1 (a) 第1項の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる無線設備の場合</p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(iii) <u>救命設備規則第40条の2に規定する搜索救助用位置指示送信装置</u></p>	<p>146-29-2.0 (a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる船舶である場合とする。</p> <p>(1) 海上保安庁の船舶</p> <p>(2) 水産庁又は地方自治体の船舶であって、漁業の取締りの業務に従事するもの</p> <p>第6編 電気設備</p> <p>第5章 電気利用設備</p> <p>第1節 照明設備</p> <p>（無線設備を操作する場所の照明装置）</p> <p>268-3.1 (a) 第1項の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる無線設備の場合</p> <p>(i)・(ii) (略)</p>

改正案	現行
<p><u>心得附則(平成21年月日)</u> (適用期日)</p> <p>(1) <u>この改正は、平成22年1月1日(以下「適用日」という。)より適用する。</u> (経過措置)</p> <p>(2) <u>適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶(旅客船を除く。)</u>については、<u>平成24年1月1日までは、改正後の第3編第1章(A)にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>	

附属書[11] 乗降船設備の構造及び設置に関する指針

本附属書は、MSC.1/Circ.1331 に基づいている。ただし、本附属書 2.3、3.3、3.4.1 及び 3.6.3 については、それぞれ同 Circ 2.3 項、3.3 項、3.4.1 項及び 3.6.3 項と差を設けている。また、同 Circ 4 項及び 5 項は反映していない。

1 適用

この附属書は、設備規程第 105 条（第 115 条の 27 において準用する場合を含む。）に基づき、国際航海に従事する旅客船及び旅客船以外の船舶であって国際航海に従事する総トン数 500 トン以上のものにかかる乗降船設備の構造、設置及び保守に関する要領を定めている。この附属書に適合しない乗降船設備であって同等以上の効力を有すると認められるものについては、資料を添えて海事局検査測度課長に伺い出ること。

2 構造

2.1 船側はしご及びショアギャングウェイは、ISO 5488:1979（船側はしご）、ISO 7061:1993（アルミニウム製ショアギャングウェイ）等の国際規格又はこれと同等の基準に適合すること。

2.2 船側はしご及びショアギャングウェイ並びにその固定具及び付属具の構造は、あらゆる部品の定期点検、保守、及び必要時におけるピボットピンの潤滑を可能とするものであること。溶接作業が適切に実施されるように特別な注意が払われること。

2.3 船側はしご用ウインチの製造及び試験は、ISO 7364:1983（船側はしご用ウインチ）等の国際規格に適合していること又はこれと同等の安全性を有すること。

3 設置

3.1 位置

乗降船設備は、現実的な範囲において、作業エリアのない場所に設置し、及び貨物その他の懸架荷重が頭上を通過する可能性のある場所に設置しないこと。

3.2 照明

乗降船設備、乗降船する場所及び乗降船設備の操作装置を照らすために、適切な照明を設けること。

3.3 救命浮環

自己点火灯が近くに積み付けられている救命浮環及び救命索が取り付けられた救命浮環は、乗降船設備の使用中に迅速に使用することが可能であること。

3.4 配置

3.4.1 船側はしごは、最も低い乗降段が最大の設計航行傾斜角において、及び最小航海状態又は航海中に起こり得る最も浅い喫水において、水線上 600mm 以内となる長さであること。

3.4.2 船側はしごの先端部では、はしごとデッキとの間を直接アクセスできるように、手すりやつかまるところ等により安全に保護された踏み台等を設けること。

3.4.3 乗降甲板の高さが 3.4.1 に規定する水線から 20m を超える船舶その他 3.4.1 項の規定を満足することが困難と認められる船舶については、安全なアクセスを提供する代替手段又は船側はしごの最も低い乗降段に安全にアクセスする補助手段を用いてもよい。

3.5 標示

3.5.1 船側はしご又はショアギャングウェイの両端には、許容最大傾斜角・最小傾斜角、設計荷重、底部における最大荷重等安全な運用及び搭載に必要な制限事項を記したプレートを、明確に標示すること。最大運用荷重が設計荷重より小さい場合には、その旨を標示プレートに記載すること。

3.6 確認

3.6.1 設置後、ウインチ及び船側はしごの動作確認を行い、適切に動作すること及び動作後のウインチと船側はしごの状態を確認すること。

3.6.2 ウインチは、ISO 7364:1983（船側はしご用ウインチ）等の国際規格又はこれと同等の基準に従って船側はしごを最低 2 回上下させ、船側はしごの一部として確認を行うこと。

3.6.3 新しい船側はしごは、設置時にそれぞれ最大作業荷重による静荷重確認を行うこと。

3.7 位置

3.7.1 ショアギャングウェイは、水平面からの傾斜角が 30 度を超える角度で使用しないこと。船側はしごは、水平面からの傾斜角が 55 度を超える角度で使用しないこと。ただし、これより大きい角度で使用するよう設計及び製造がなされ、かつ、3.5.1 に基づきその旨を標示している場合は、この限りでない。

3.7.2 ショアギャングウェイは、そのように設計されている場合を除き、船舶の手すりに固定しないこと。ブルワーク又はさく欄の開いている場所に設置する場合には、隙間には十分なフェンスを設けること。

3.7.3 暗い時間帯においては、乗降船設備及びその直前の通路に対する船舶又は陸上からの十分な照明を確保すること。

3.8 索具（安全ネット）

船舶と波止場との間又は乗降船設備から転落する危険性がある場所にあつては、船側はしご又はショアギャングウェイの近くに安全ネットを張ること。

3.9 検証

設置時には、設備全体が本要領に準拠していることを検証すること。

○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
3-2 船舶救命設備規則	3-2 船舶救命設備規則
第2章 救命設備の要件	第2章 救命設備の要件
第1節の2 救命器具	第1節の2 救命器具
第5款 その他の救命器具 (救命胴衣)	第5款 その他の救命器具 (救命胴衣)
29.0 (a) 救命胴衣の材料は、海水、油等により影響を受けな いものであること。	29.0 (a) 救命胴衣の材料は、海水、油等により影響を受けな いものであること。
(b) 「小児用の救命胴衣」とは、幼児（1歳以上4歳未 満の者をいう。以下同じ。）にかかると救命胴衣（以下 「幼児用救命胴衣」という。）及び子供（4歳以上12 歳未満の者をいう。以下同じ。）にかかると救命胴衣（以 下「子供用救命胴衣」という。）をいう。	
29.1 (a) 第1号の規定の適用については、次に掲げるところ によること。	29.1 (a) 第1号の「 <u>管海官庁が適当と認める高さ</u> 」とは、 <u>6 個以上の小児用救命胴衣の平均値において90mm以上 とし、かつ、身長1270mm未満かつ体重23kg未満の小 児が着用することを想定して製造されたものにあつ ては最低でも50mm、身長1270mm以上かつ体重23kg 以上の小児が着用することを想定して製造されたも の</u> にあつては最低でも75mmとする。
(1) 「水面上十二センチメートル」の確認は、12個 以上の救命胴衣の平均値において、MSC決議81(70) (改正された場合には、当該改正後の決議)に適合 する標準参考胴衣（以下「RTD」という。）であつて 大人用のものを着用した場合に得られる平均高さ 以上の高さであることを確認により行うこと。	
(2) 「管海官庁が適当と認める高さ」とは、12個以 上	

改 正 案	現 行
<p>上の小児用の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合（子供用救命胴衣及び幼児用救命胴衣の別に、それぞれ子供用RTD及び幼児用RTDを着用すること。）に得られる平均高さ以上の高さとする。</p> <p>(b) 第4号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 体重140kgまで又は胸囲1,750mmまでの者が着用できない場合には、着用できるように適切な補助具を備えること。</p> <p>(4) 紐を結ぶことを要しない、迅速で明確な締め具を備えるものであること。</p> <p>(5) 第32条の2の救命胴衣灯に連絡することができること。</p> <p>(c) 第5号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 胴体の後方への傾斜は、<u>12個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合（救命胴衣（小児用の救命胴衣を除く）、子供用救命胴衣及び幼児用救命胴衣の別に、それぞれ大人用RTD、子供用RTD及び幼児用RTDを着用すること。（2）及び（3）において同じ。）の傾斜角から5°を引いた角度以上とする。</u></p> <p>(2) 水平面に対する顔面の角度は、<u>12個以上の救命</u></p>	<p>(b) 第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(c) 第4号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 胴体の後方への傾斜は、<u>6個以上の救命胴衣の平均値において30°以上、かつ、最低でも20°以上（小児用の救命胴衣にあつては、6個以上の平均値において40°以上、かつ、最低でも20°以上）とする。</u></p> <p>(2) 水平面に対する顔面の角度は、<u>6個以上の救命胴</u></p>

改 正 案	現 行
<p>胴衣の平均値において、RTD を着用した場合の角度から 5° を引いた角度以上とする。</p> <p>(3) 水中において意識不明者をいかなる姿勢から口が水面から出るような姿勢に変えることができる時間は、<u>12 個以上の救命胴衣の平均値において、RTD を着用した場合に要する平均時間よりも短い時間であること。</u></p> <p>(4) 体を曲げた姿勢で浮遊している状態及びそこから着用者の姿勢が不安定になった状態からでも、<u>顔面が上を向く安定姿勢に戻すことができること。</u></p> <p>(d) <u>第 10 号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(イマーシヨン・スーツ)</p>	<p>衣の平均値において 40° 以上、かつ、最低でも 30° 以上(小児用の救命胴衣にあつては、<u>6 個以上の平均値において 35° 以上、かつ、最低でも 20° 以上</u>)とする。</p> <p>(3) 水中において、<u>意識不明者をいかなる姿勢から口が水面から出るような姿勢に 5 秒以内に<u>変えることができるもの</u>であること。</u></p> <p>(d) <u>第 8 号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(イマーシヨン・スーツ)</p>
<p>29-2.0 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) 第 2 号の「容易に着用できるもの」とは、2 分以内に何の援助もなく着用できるものをいう。この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあつては救命胴衣の着用時間を、固有の断熱性の材料で作られたものにあつては<u>関連衣服の着用時間を、また、口によつて膨張させる気室がある場合は当該気室を膨らませる時間をそれぞれ含むものとする。</u></p>	<p>29-2.0 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) 第 2 号の「容易に着用できるもの」とは、2 分以内に何の援助もなく着用できるものをいう。この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあつては救命胴衣の着用時間を、<u>また、固有の断熱性の材料で作られたものにあつては関連衣服の着用時間も含むものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(e) <u>第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1) <u>浮遊状態で1時間に200gを超えて浸水することのないよう全身が覆われるものとする。</u></p> <p>(2) <u>手袋によって手の部分を覆う場合は、当該手袋は、取り外しできないように紐でイマージョン・スーツとつながり等、常にイマージョン・スーツと連絡しているものであること。</u></p> <p>(f)・(g) (略)</p> <p>(h) <u>第8号の規定の適用については、次に掲げるところによること</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(i) <u>第9号の規定による第29条第1項第9号の要件は、救命胴衣を着用して使用するイマージョン・スーツには、適用しない。</u></p> <p>(耐暴露服)</p>	<p>(e) 第3号の規定の適用については、浮遊状態で1時間に200gを超えて浸水することのないよう全身が覆われるものとする。</p> <p>(f)・(g) (略)</p> <p>(h) 第7号の規定の適用については、次に掲げるところによること</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(i) 第8号の規定による第29条第1項第7号の要件は、救命胴衣を着用して使用するイマージョン・スーツには、適用しない。</p> <p>(耐暴露服)</p>
<p>29-3.0(a) (略)</p> <p>(b) <u>第2号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1) <u>浮遊状態で1時間に200gを超えて浸水することのないよう全身が覆われていること。</u></p> <p>(2) <u>フード及び手袋によって頭部及び手の部分を覆う場合は、当該フード及び手袋は、取り外しできないように紐で耐暴露服とつながり等、常に耐暴露服と</u></p>	<p>29-3.0(a) (略)</p> <p>(b) 29-2.0(e)は、<u>第2号の規定の適用について準用する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>連絡しているものであること。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) <u>第5号の規定の適用については、次に掲げるものを除き、本号において準用する各規定に基づき船舶検査心得に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>本号により引用される第29条第1項第7号の規定の適用については、25m以上泳ぐことを妨げないものであること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2節 信号装置</p> <p><u>(搜索救助用位置指示送信装置)</u></p> <p>40-2.0 (a) <u>39.0(a)は搜索救助用位置指示送信装置について準用する。</u></p> <p>(b) <u>第1号の「有効かつ確実に発信できるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。</u></p> <p>(1) <u>空中線高さを海面から1m以上にできること。</u></p> <p>(2) <u>起動後、1分以内の間隔で情報を送信できること。</u></p> <p>(3) <u>内部に位置情報源を備え、現在の位置をAISメッセージにより送信できること。</u></p> <p>(4) <u>少なくとも5海里以内の船舶に対し送信できること。</u></p> <p>(5) <u>現在の位置及び測位システムとの時間同期が失われた場合にも送信を続けることができること。</u></p>	<p>(c) (略)</p> <p>(d) <u>第6号の規定の適用については、次に掲げるものを除き、本号において準用する各規定に基づき船舶検査心得に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>本号により引用される第29条第1項第6号の規定の適用については、25m以上泳ぐことを妨げないものであること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2節 信号装置</p>

改 正 案	現 行
<p>(6) <u>-20℃から 55℃までの周囲温度において作動できること。</u></p> <p>(c) <u>8.0(a)は、第4号により引用する第8条第4号の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(d) <u>第4号により引用する第40条第5号の「水密」の規定については、39.0(c)を準用する。</u></p> <p>第3章 救命設備の備付数量</p> <p>第1節 救命器具</p> <p>第1款 第1種船 (救命胴衣)</p> <p>54.1 (a) <u>旅客定員の0.3%以上の数の救命胴衣は、体重140kgまで又は胸囲1,750mmまでの者が着用できるもの又は着用できるように適切な補助具を備えているものであること。</u></p> <p>54.2 (a) 「<u>管海官庁の十分と認める数</u>」とは、<u>次の各号に掲げる救命胴衣について、それぞれ当該各号に掲げる数とする。</u></p> <p>(1) <u>幼児用救命胴衣 幼児と同数又は旅客定員の2.5%に相当する数のいずれか大きい数 (幼児の数が予想できないときは、旅客定員の2.5%に相当する数)</u></p> <p>(2) <u>子供用救命胴衣 子供と同数又は旅客定員の10%に相当する数のいずれか大きい数 (子供の数が</u></p>	<p>第3章 救命設備の備付数量</p> <p>第1節 救命器具</p> <p>第1款 第1種船 (救命胴衣)</p> <p>54.2 (a) 「<u>管海官庁の十分と認める数</u>」とは、<u>小児と同数又は小児の数が予想できないときは、旅客定員の10%に相当する数とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>予想できないときは、旅客定員の 10%に相当する数)</u></p>	
<p>第 2 款 第 2 種船 (救命胴衣)</p> <p>60.1 (a) <u>54.1(a)は、本項の規定の適用について準用する。ただし、本項ただし書の規定を適用する船舶にあつては、この限りでない。</u></p> <p>第 4 章 救命設備の積付方法 (救命浮環)</p>	<p>第 2 款 第 2 種船</p> <p>(救命浮環)</p> <p>92.3 (a) 第 1 種船及び第 3 種船の航海船橋に備え付ける救命浮環は、自己点火灯及び自己発煙信号とともに急速離脱装置により迅速に取り扱うことができるように積み付けられていること。この場合において、<u>急速離脱装置は、4kg 未満の救命浮環に対しても作動できるものであること。</u></p> <p>(レーダー・トランスポンダー)</p>
<p>92.3 (a) 第 1 種船及び第 3 種船の航海船橋に備え付ける救命浮環は、自己点火灯及び自己発煙信号とともに急速離脱装置により迅速に取り扱うことができるように積み付けられていること。この場合において、<u>急速離脱装置は、4kg 未満の救命浮環に対しても作動できるものであること。</u></p> <p>(レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置)</p> <p>96.0 (a) 「<u>適当な場所に積み付けなければならない</u>」とは、<u>少なくとも一個のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を航海船橋のウイングその他の操船場所から迅速に近づける場所に積み付けなければならないこと</u>をいう。</p> <p>第 5 章 救命設備の表示</p>	<p>(レーダー・トランスポンダー)</p> <p>96.0 (a) 「<u>適当な場所に積み付けなければならない</u>」とは、<u>少なくとも一個のレーダー・トランスポンダーを航海船橋のウイングその他の操船場所から迅速に近づける場所に積み付けなければならないこと</u>をいう。</p> <p>第 5 章 救命設備の表示</p>
<p>第 5 章 救命設備の表示</p>	<p>第 5 章 救命設備の表示</p>

改 正 案	現 行												
<p>(救命設備の表示)</p> <p>97.2 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) <u>救命胴衣の「身長又は体重の範囲」の表示は、表 97.2<1>によること。</u></p> <table border="1" data-bbox="486 1211 782 1865"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼児用 救命胴衣</th> <th>子供用 救命胴衣</th> <th>その他の 救命胴衣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長</td> <td>100cm 未満 155cm 未満</td> <td>100cm 以上 155cm 未満</td> <td>155cm 以上</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>15kg 未満</td> <td>15kg 以上 43kg 未満</td> <td>43kg 以上</td> </tr> </tbody> </table>		幼児用 救命胴衣	子供用 救命胴衣	その他の 救命胴衣	身長	100cm 未満 155cm 未満	100cm 以上 155cm 未満	155cm 以上	体重	15kg 未満	15kg 以上 43kg 未満	43kg 以上	<p>(救命設備の表示)</p> <p>97.2 (a)～(c) (略)</p>
	幼児用 救命胴衣	子供用 救命胴衣	その他の 救命胴衣										
身長	100cm 未満 155cm 未満	100cm 以上 155cm 未満	155cm 以上										
体重	15kg 未満	15kg 以上 43kg 未満	43kg 以上										

表 97.2<1>

改 正 案	現 行
<p>97.10 (a) 「当該設備を備え付けている旨を表示」については、当該船舶の船員が容易に当該救命いかだ容器にレダー・トランスポンダー又は<u>捜索救助用位置指示送信装置</u>が備付けられている旨を識別できる表示であることを。当該船舶の船員構成に応じ、次に掲げる表示が考えられる。</p> <p>(1) <u>レダー・トランスポンダー</u></p> <p>(i) 附属書[3-2]に掲げるシンボルのうちレダー・トランスポンダーのシンボル</p> <p>(ii) Radar Transponder</p> <p>(iii) レダー・トランスポンダー</p> <p>(2) <u>捜索救助用位置指示送信装置</u></p> <p>(i) <u>AIS-SART</u></p> <p>(ii) <u>AIS Search and rescue transmitter</u></p> <p>(iii) <u>捜索救助用位置指示送信装置</u></p>	<p>97.10 (a) 「当該装置を備え付けている旨を表示」については、当該船舶の船員が容易に当該救命いかだ容器にレダー・トランスポンダーが備付けられている旨を識別できる表示であること。当該船舶の船員構成に応じ、次に掲げる表示が考えられる。</p> <p>(1) 附属書[3-2]に掲げるシンボルのうちレダー・トランスポンダーのシンボル</p> <p>(2) Radar Transponder</p> <p>(3) レダー・トランスポンダー</p>
<p>附属書[4] 円筒形コンテナに格納された膨脹式救命いかだの積付設備の構造基準</p> <p>2 機構及び各部の構造</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助レール</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) レールの長さ</p> <p>いかだの補助レールの長さは原則として1m以下とすること。ただし、1mで舷外に到達しない場</p>	<p>附属書[4] 円筒形コンテナに格納された膨脹式救命いかだの積付設備の構造基準</p> <p>2 機構及び各部の構造</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助レール</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) レールの長さ</p> <p>いかだの補助レールの長さは1m以下とすること。ただし、1mで舷外に到達しない場合は、船</p>

改 正 案	現 行
<p>合は、<u>コンテナが適正に落下することを確認した上で、補助レールの延長、船体側への別途補助レールの設置等必要な措置を講じて差し支えない。</u></p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p><u>心得附則 (平成 21 年 12 月 16 日)</u> (適用期日)</p> <p>(1) <u>この改正は、平成 22 年 1 月 1 日より適用する。ただし、29.0、29.1、29-2.0、29-3.0、54.1(a)、54.2(a)、60.1(a)、92.3(a)及び97.2(d)の改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日より適用する。</u> (経過措置)</p> <p>(2) <u>平成 22 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された第二種船については、平成 22 年 7 月 1 日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、改正後の 60.1(a)の規定及び 60.3(a)において準用する改正後の 54.2(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>(3) <u>改正後の 54.2(a) (60.3(a)において準用する場合を含む。)の適用については、平成 22 年 7 月 1 日において現に備え付けられている、改正前の規定による小児用の救命胴衣は、子供用救命胴衣とみなす。</u></p>	<p>体側に別途補助レールを設置する等本船側の設備に配慮すること。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
3-3 船舶消防設備規則	3-3 船舶消防設備規則
第2章 消防設備の備付数及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船 (その他の機関区域の消防設備)	第2章 消防設備の備付数及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船 (その他の機関区域の消防設備)
47-2.1 (a) <u>油火災及び電気火災の両方を生じるおそれのある場所</u> にあつては、 <u>両方の火災に対応する持運び式の消火器 (鎮火性ガス消火器又は粉末消火器) を備え付けること。</u> (b) <u>油火災及び電気火災を生じるおそれのない作業室</u> にあつては、 <u>持運び式の液体消火器を認めて差し支えない。</u> (c) 「 <u>油圧機械のある場所</u> 」に備え付ける持運び式の消火器については、油圧ポンプ、油圧シリンダ若しくは油圧モーターであつて出力3KW以上のもの又は作動油タンク(以下「 <u>油圧ポンプ等</u> 」という。)のある場所(暴露部を除く。)の区画室ごとに1個以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する油圧回路内の油圧ポンプ等については、本号の持運び式の消火器を備え付けることを要しない。	47-2.1 (a) 「油圧機械のある場所」に備え付ける持運び式の消火器については、油圧ポンプ、油圧シリンダ若しくは油圧モーターであつて出力3KW以上のもの又は作動油タンク(以下「油圧ポンプ等」という。)のある場所(暴露部を除く。)の区画室ごとに1個以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する油圧回路内の油圧ポンプ等については、本号の持運び式の消火器を備え付けることを要しない。 (1) 作動油の総量が1001以下の油圧回路 (2) 作動油の引火点が200℃以上の油圧回路

改 正 案	現 行
<p>(d) <u>定期的に無人となる場所であって出入口が複数ある場所には、各出入口に1個備え付けること。</u> (居住区域等における消防設備)</p> <p>48.1 (a) 「雑居室」とは、1室に8人以上が居住する部室のことをいう。</p> <p>(b) 「公室」には、売店が含まれる。</p> <p>(c) 「フライヤーを有する調理室」に備え付ける<u>持運び式消火器のうち1つは、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器であること。</u></p> <p>(d) 「貯蔵品室」及び「ロッカー室」にあっては、<u>床面積が4㎡以上の場合に限る。</u></p> <p>(e) <u>48-2.0(b)(1)に掲げる場所については、出入口の外側の近くに本号の持運び式の消火器が備え付けられており、当該消火器を迅速に使用することができる場合には、当該消火器をもって本要件に適合していることとして差し支えない(例えば、面積の小さい金庫室と面積の小さい手荷物室が隣接している場合、それぞれの出入口の外側から近い位置にある粉末消火器1つを、金庫室と手荷物室とで共有することができる。)</u></p> <p>(f) <u>操だ室と海図室が隣接しており、かつ、操だ室から海図室に直接通じることができる場合又は中央制御場所が操だ室の一部である場合には、当該海図室又は中央制御場所には、持運び式の消火器を備え付けることを要しない。</u></p>	<p>(居住区域等における消防設備)</p> <p>48.1 (a) 「雑居室」とは、1室に8人以上が居住する部室のことをいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>48-2.0 (a) (略)</p> <p><u>(b) 次に掲げる場所については、当該場所の外側の出入口の近くに持運び式消火器を備え付けてもよい。</u></p> <p><u>(1) 業務区域内の場所（調理室を除く。）であって、面積が小さく船内作業に支障をきたすおそれがある場所</u></p> <p><u>(2) 機関区域内の定期的に無人となる場所であつて、面積が小さく船内作業に支障をきたすおそれがある場所</u></p> <p><u>(3) (2)に掲げるもののほか、無人のときには常に出入口が施錠されている場所</u></p> <p>第2節 第3種船及び第4種船 (居住区域等における消防設備)</p> <p>62.1 (a) 48.1は、本項について準用する。 <u>心得附則（平成21年12月16日）</u> (適用期日)</p> <p><u>(1) この改正は、平成22年1月1日（(2)において「適用日」という。）より適用する。</u> (経過措置)</p> <p><u>(2) 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付ける持運び式消火器については、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができ</u></p>	<p>(持運び式消火器の備付方法)</p> <p>48-2.0 (a) (略)</p> <p>第2節 第3種船及び第4種船</p>

改正案	現行
る。	

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
3-3 船舶消防設備規則	3-3 船舶消防設備規則
第2章 消防設備の備付数及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船 (その他の機関区域の消防設備)	第2章 消防設備の備付数及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船 (その他の機関区域の消防設備)
47-2.1 (a) <u>油火災及び電気火災の両方を生じるおそれのある場所</u> にあつては、 <u>両方の火災に対応する持運び式の消火器(鏝火性ガス消火器又は粉末消火器)を備え付けること。</u> (b) <u>油火災及び電気火災を生じるおそれのない作業室</u> にあつては、 <u>持運び式の液体消火器を認めて差し支えない。</u> (c) 「 <u>油圧機械のある場所</u> 」に備え付ける持運び式の消火器については、油圧ポンプ、油圧シリンダ若しくは油圧モータであつて出力3KW以上のもの又は作動油タンク(以下「油圧ポンプ等」という。)のある場所(暴露部を除く。)の区画室ごとに1個以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する油圧回路内の油圧ポンプ等については、本号の持運び式の消火器を備え付けることを要しない。 (1) 作動油の総量が100l以下の油圧回路 (2) 作動油の引火点が200℃以上の油圧回路	47-2.1 (a) 「 <u>油圧機械のある場所</u> 」に備え付ける持運び式の消火器については、油圧ポンプ、油圧シリンダ若しくは油圧モータであつて出力3KW以上のもの又は作動油タンク(以下「油圧ポンプ等」という。)のある場所(暴露部を除く。)の区画室ごとに1個以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する油圧回路内の油圧ポンプ等については、本号の持運び式の消火器を備え付けることを要しない。 (1) 作動油の総量が100l以下の油圧回路 (2) 作動油の引火点が200℃以上の油圧回路

改 正 案	現 行
<p>(d) <u>定期的に無人となる場所であって出入口が複数ある場所には、各出入口に1個備え付けること。</u> (居住区域等における消防設備)</p> <p>48.1 (a) 「雑居室」とは、1室に8人以上が居住する部室のことをいう。</p> <p>(b) 「公室」には、売店が含まれる。</p> <p>(c) 「フライヤーを有する調理室」に備え付ける<u>持ち運び式消火器のうち1つは、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器であること。</u></p> <p>(d) 「貯蔵品室」及び「ロッカー室」にあつては、<u>床面積が4㎡以上の場合に限る。</u></p> <p>(e) 48-2.0(b)(1)に掲げる場所については、<u>出入口の外側の近くに本号の持ち運び式の消火器が備え付けられており、当該消火器を迅速に使用することができる場合</u>には、<u>当該消火器をもって本要件に適合していることとして差し支えない</u> (例えば、面積の小さい金庫室と面積の小さい手荷物室が隣接している場合、それぞれ出入口の外側から近い位置にある粉末消火器1つを、金庫室と手荷物室とで共有することができる。).</p> <p>(f) <u>操だ室と海図室が隣接しており、かつ、操だ室から海図室に直接通じることができる場合又は中央制御場所が操だ室の一部である場合には、当該海図室又は中央制御場所には、持ち運び式の消火器を備え付けることを要しない。</u></p>	<p>(居住区域等における消防設備)</p> <p>48.1 (a) 「雑居室」とは、1室に8人以上が居住する部室のことをいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>(持運び式消火器の備付方法)</p> <p>48-2.0 (a) (略)</p> <p>(b) <u>次に掲げる場所については、当該場所の外側の出入口の近くに持運び式消火器を備え付けてもよい。</u></p> <p>(1) <u>業務区域内の場所（調理室を除く。）であって、面積が小さく船内作業に支障をきたすおそれがある場所</u></p> <p>(2) <u>機関区域内の定期的無人となる場所であつて、面積が小さく船内作業に支障をきたすおそれがある場所</u></p> <p>(3) <u>(2)に掲げるもののほか、無人のときには常に出入口が施錠されている場所</u></p> <p>第2節 第3種船及び第4種船 (居住区域等における消防設備)</p> <p>62.1 (a) <u>48.1は、本項について準用する。</u> <u>心得附則（平成21年12月16日）</u> <u>(適用期日)</u></p> <p>(1) <u>この改正は、平成22年1月1日（2）において「適用日」という。）より適用する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>(2) <u>適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付ける持運び式消火器については、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができ</u></p>	<p>(持運び式消火器の備付方法)</p> <p>48-2.0 (a) (略)</p> <p>第2節 第3種船及び第4種船</p>

改正案	現行
3。	

○船舶検査心得 4-2 船舶復原性規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
4-2 船舶復原性規則	4-2 船舶復原性規則
第2章 復原性試験	第2章 復原性試験
3.0 (c) 長さ 24m 未満の船舶 (特殊な船型の船舶を除く。) は、動揺試験を省略して差し支えない。	3.0 (c) 長さ 24m 未満の船舶及び特殊な船型の船舶を除 き、動揺試験を省略して差し支えない。

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
6-1 船舶機関規則	6-1 船舶機関規則
附属書[4] 構造等の基準	附属書[4] 構造等の基準
5 動力伝達装置及び軸系 (1)～(9) (略) (10) プロペラ (i) 固定ピッチプロペラの羽根 (4) 1) (略) 2) 半径位置 0.6R の場合 $K_1 = \frac{45}{\sqrt{1+0.281(P_{0.60}/D)^2}} \left(0.113 \frac{D}{P_{0.70}} + 0.022 \frac{P_{0.60}}{D} \right)$ (以下略) (ロ)～(ホ) (略) (ii)～(vi) (略) (11) (略)	5 動力伝達装置及び軸系 (1)～(9) (略) (10) プロペラ (i) 固定ピッチプロペラの羽根 (4) 1) (略) 2) 半径位置 0.6R の場合 $K_1 = \frac{45}{\sqrt{1+0.281(P_{0.60}/D)^2}} \left(0.113 \frac{D}{P_{0.70}} + 0.222 \frac{P_{0.60}}{D} \right)$ (以下略) (ロ)～(ホ) (略) (ii)～(vi) (略) (11) (略)

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考																								
<p>9-1 小型船舶安全規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(同等効力)</p> <p>3.0 (a) 「検査機関がこの省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるもの」に該当する物件は、次のものとする。</p> <p>(1) 表 3.0<1>左欄に掲げる物件に相応する右欄に掲げる物件</p> <table border="1" data-bbox="735 1205 1198 1861"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶用レーダー</td> <td>レーダー・トランスポンダー</td> </tr> <tr> <td>トランスポンダー</td> <td>トランスポンダー</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(救命設備規則第40条)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置</td> <td>搜索救助用位置指示送信装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(救命設備規則第40条の2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p><u>(小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置)</u></p> <p>57-5.0 (a) 57-3.0(a)は、本項について準用する。</p> <p>(b) 第1号の「有効かつ確実に発信できるもの」とは、</p>	(略)		小型船舶用レーダー	レーダー・トランスポンダー	トランスポンダー	トランスポンダー	(救命設備規則第40条)		小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置	搜索救助用位置指示送信装置	(救命設備規則第40条の2)		(略)		<p>9-1 小型船舶安全規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(同等効力)</p> <p>3.0 (a) 「検査機関がこの省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるもの」に該当する物件は、次のものとする。</p> <p>(1) 表 3.0<1>左欄に掲げる物件に相応する右欄に掲げる物件</p> <table border="1" data-bbox="735 371 1182 999"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶用レーダー</td> <td>レーダー・トランスポンダー</td> </tr> <tr> <td>トランスポンダー</td> <td>トランスポンダー</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(救命設備規則第40条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p>	(略)		小型船舶用レーダー	レーダー・トランスポンダー	トランスポンダー	トランスポンダー	(救命設備規則第40条)		(略)		
(略)																										
小型船舶用レーダー	レーダー・トランスポンダー																									
トランスポンダー	トランスポンダー																									
(救命設備規則第40条)																										
小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置	搜索救助用位置指示送信装置																									
(救命設備規則第40条の2)																										
(略)																										
(略)																										
小型船舶用レーダー	レーダー・トランスポンダー																									
トランスポンダー	トランスポンダー																									
(救命設備規則第40条)																										
(略)																										

改 正 案	現 行	備 考
<p>次に掲げる要件に適合するものをいう。</p> <p>(1) <u>空中線高さを海面から1m以上にできること。</u></p> <p>(2) <u>起動後、1分以内の間隔で情報を送信できること。</u></p> <p>(3) <u>内部に位置情報源を備え、現在の位置をAISメッセージにより送信できること。</u></p> <p>(4) <u>少なくとも5海里以内の船舶に対し送信できること。</u></p> <p>(5) <u>現在の位置及び測位システムとの時間同期が失われた場合にも送信を続けることができること。</u></p> <p>(6) <u>-20℃から55℃までの周囲温度において作動できること。</u></p>		
<p>(c) <u>第4号により引用される第57条の3第2号及び第10号の適用については、それぞれ57-3.0(a)及び46.1(a)を準用する。</u></p>	<p>(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダ</p> <p>二)</p>	
<p>(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)</p>	<p>63.0(a) <u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダ及びレーダー反射器は、操舵場所等通常乗組員がいる場所に、迅速に使用できるよう積み付けること。</u></p>	
<p>63.0(a) <u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダ、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置及びレーダー反射器は、操舵場所等通常乗組員がいる場所に、迅速に使用できるよう積み付けること。</u></p>	<p>63.0(a) <u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダ及びレーダー反射器は、操舵場所等通常乗組員がいる場所に、迅速に使用できるよう積み付けること。</u></p>	
<p>心得附則 (平成22年12月16日)</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>(適用期日)</p> <p>(1) この改正は、平成22年1月1日より適用する。</p>		